

練馬区

令和
8年度

市民後見人

養成研修説明会

～その人らしい地域生活を考える～

2026

6/9

火

13:30～16:30

定員

100
名

練馬区立区民・産業プラザ Coconeriホール
練馬区練馬1-17-1 Coconeri3階

私たちと一緒に
活動しませんか？

成年後見制度とは、認知症や障害等により自分で十分な判断が困難な人のために成年後見人等を選任して、本人の意思決定を助け、生活や財産等の権利を守る制度です。

市民後見人には、同じ地域に暮らす住人としてご本人と同じ目線で考え、信頼関係を築きながら支援することが期待されています。

練馬区では毎年、市民後見人の養成研修を行っており、今回は令和8年度の第21期研修生を募集します。



市民後見人登録者のみなさん

対象

- ①市民後見人として活動を考えている方
- ②テーマに関心のある方

内容

[1部] 講演「成年後見制度と市民後見人
～変わる後見制度～」

講師 土肥 尚子弁護士 東京弁護士会

[2部] 市民後見人活動報告
実際に市民後見人として活動している方から
お話をうかがいます



練馬区社会福祉協議会
ねりま

お申込み

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

権利擁護センター ほっとサポートねりま

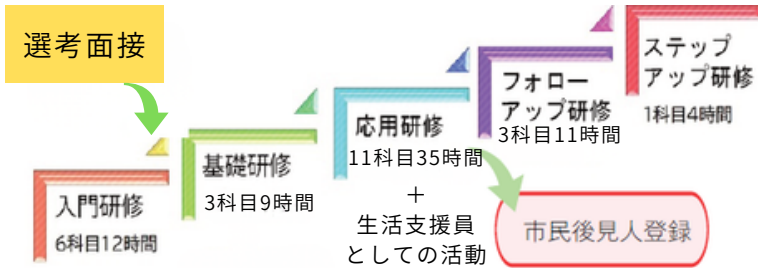
TEL: 03-5912-4022 FAX: 03-3994-1224

右の二次元コードからもお申込みいただけます



市民後見人として活動できる人

- 練馬区在住で社会貢献に意欲と熱意のある人
- 親族以外の後見人になっていない、これからなる予定のない人
- 6/9の説明会と入門研修のすべての研修（右表参照）を受講し選考面接を経て、基礎・応用研修を修了した人



□練馬区社会福祉協議会と雇用契約を結び、**地域福祉権利擁護事業**における**生活支援員**として活動できる人

地域福祉権利擁護事業

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援を行う事業。

生活支援員 (75歳定年)

地域福祉権利擁護事業において、支援計画に基づき本人宅に訪問し、支援を行う人。

生活支援員として活動した後、市民後見人の候補者となります。

入門研修の日程

7/6 (月) 10:00-12:00	練馬区社会福祉協議会と 権利擁護センターについて
7/10 (金) 10:00-12:00	社会保障制度について
7/22 (水) 10:00-12:00	認知症について
7/23 (木) 10:00-12:00	障害の理解と対象者理解 (精神障害)
7/24 (金) 10:00-12:00	障害の理解と対象者理解 (知的障害)
7/29 (水) 10:00-12:00	成年後見制度について

※市民後見人養成研修の一部です

FAX送信用

令和8年度 市民後見人養成研修説明会 参加申込書 FAX 03-3994-1224

ふりがな 名前		年齢	
住所			
電話番号			
参加動機	①市民後見人として活動を考えている ②テーマに関心がある ③その他 ()		